

会費算定基準

(平成8年4月改正)

普通法人(本店が草津税務署管内にある会社)	
資本金	会費(年額)
300万未満	8,000円
300万以上	8,000円
500万以上	12,000円
700万以上	15,000円
1,000万以上	20,000円
3,000万以上	30,000円
5,000万以上	38,000円
1億円以上	56,000円

支店法人及び子会社	
従業員数	会費(年額)
15人未満	5,000円
15人以上	6,500円
30人以上	7,500円
50人以上	11,000円
100人以上	15,000円
200人以上	20,000円
400人以上	25,000円
700人以上	30,000円
1,000人以上	50,000円

個人	3,500円
----	--------

- ① 会費は資本金、または従業員数により算出しております。
年の中途において入会された場合、月割額をお支払い願います。
- ② 資本金等のない法人の会費は従業員数を基準に算出しております。